

令和8年度第1回佐世保市保健福祉審議会 議事録

日時:令和8年5月21日(木)19時00分~20時00分

場所:佐世保市役所5階 庁議室

1. 開 会

【事務局(保健福祉政策課 久池井)】

定刻になりましたので、ただいまから令和8年度第1回佐世保市保健福祉審議会を開催いたします。議事に入るまでの間、進行役を務めさせていただきます保健福祉部保健福祉政策課の久池井と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、佐世保市を代表し、保健福祉部長の岡よりご挨拶を申し上げます。

【保健福祉部 岡部長】

改めまして皆様こんばんは。

保健福祉部長の岡でございます。

本日は皆様ご多用の中に、本年度第1回目となります保健福祉審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様方におかれましては、それぞれのお立場から、日頃より、保健福祉行政にご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、昨年度も5月に審議会を開催させていただきました。

委員の皆様方には、それぞれの分科会において複数度にわたりご審議をいただきました。

各分科会の開催状況につきましては、後程ご報告をさせていただきますが、ご協力を賜りましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

なお、昨年度は、敬老特別乗車証の今後のあり方について、昨年5月23日に当審議会に諮問をさせていただきました。

この件につきましては、高齢者福祉専門分科会において、4回にわたりご審議いただきまして、同年12月12日に市長に対し、答申をいただいたところでございます。

この点につきまして、複数の委員の方から、審議会での説明がないのに答申がなされるのかといったご質問を頂戴したところでございます。

これは我々の説明が不十分でありましたこととお詫び申し上げます。

これは佐世保市保健福祉審議会運営要綱というものが 있습니다。

現在も資料としてお手元に配られているかと思えます。

佐世保市保健福祉審議会条例と、もう1つ運営要綱という形で資料を配布させていただいておりますけれども、その要綱の第4条におきまして、専門分科会の決議は、審議会の決議とすると規定されておりますことから、本審議会にお諮りすることなく答申がなされたものでございます。

本日も2件、新たに諮問をさせていただきますが、これらにつきましても、それぞれの分科会の決議が審議会の決議とされますので、その旨、ご承知おきいただければと存じます。

本日は限られた時間ではございますけれども、それぞれのお立場から忌憚のないご意見を賜ればと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【事務局(保健福祉政策課 久池井)】

それでは、開会いたしますが、まずは今回初めてご出席される委員もいらっしゃいますので、佐世保市保健福祉審議会の概要について簡単にご説明させていただきます。

まず、本日お集まりいただいております保健福祉審議会につきましては、社会福祉法の規定に基づき、社会福祉に関する事項を調査審議するため、中核市に合議制の機関を置くものとされており、市の附属機関として設置しているものです。

構成する分科会につきましては、社会福祉法などにより設置が義務づけられているもの、必要に応じて設置できるものなどが定められており、本市におきましては、民生委員児童委員の適否の審査を行う民生委員審査専門分科会、障害者福祉施策に関する事項などについて調査審議を行う障害者福祉専門分科会、高齢者福祉施策に関する事項などについて調査審議を行う高齢者福祉専門分科会を設置しております。

それでは会次第に基づき、順次進行させていただきます。

2. 交代委員の紹介

【事務局(保健福祉政策課 久池井)】

まず、交代委員のご紹介をいたします。

この審議会は、お手元の委員名簿にありますように、30名の委員の方々にご就任いただいております。このうち、推薦元の団体様の役員改選等に伴い、前回開催から本日までの間に2名の委員が交代になられています。

本日は時間の関係上大変申し訳ありませんが、ご紹介のみといたします。

お名前をお呼びしますので、自席にてご起立をお願いします。

まず、佐世保市地区障がい者就労支援協議会から、山崎 愛委員の後任といたしまして、澤田 純委員でございます。

次に、佐世保市民生委員児童委員協議会連合会から、岩崎 善光委員の後任といたしまして、伊藤 雄三委員でございます。

大変恐縮ではございますが交代委員の皆様におかれましては、事前に委嘱状を交付させていただいておりますのでご了承ください。

任期は前任者の任期を引き継ぎまして、令和10年4月30日までとなっております。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議次第に基づき、順次進行させていただきます。

まず、佐世保市保健福祉審議会を代表いただきまして、韓委員長よりご挨拶いただきます。委員長よろしくお願いいたします。

【韓委員長】

はい皆様、こんばんは。

委員長を務めさせていただいて韓と申します。

よろしくお願いいたします。

本日は、ご多忙の中、ご参集いただき心より感謝申し上げます。
ありがとうございます。
今日は、よろしくお願いいたします。

【事務局(保健福祉政策課 久池井)】

ありがとうございました。

それでは議事に入ります前に、事務局の紹介をいたします。

本日は部長をはじめ、各分科会を所管しております、保健福祉政策課、障がい福祉課、長寿社会課、健康づくり課より課長以下の関係職員が出席しております。

よろしくお願いいたします。

続きまして、配布資料の確認をさせていただきたいと思います。

事前にお配りしております会次第、関係条例、運営要綱、関係法令、資料 1 から 6 に加えまして、本日、「保健福祉審議会の構成」、「委員名簿」、「座席表」、「資料 4 医療安全支援センター報告の差替」、「敬老パス在り方検討にかかる市民懇談会資料」をお配りしております。

お手数ではございますが、「資料 4」は事前に配付しております資料の差し替えをお願いいたします。

資料についてご確認いただきまして、不足がございましたら事務局までお知らせください。

なお、当審議会の会議内容は、法令等に基づき設置される専門分科会及び審査部会を除き、原則公開とし、そこでの議事録についても、個人情報等を除いて、基本的には市のホームページ等で公表させていただきますので、ご了承ください。

また本日は卓上マイクを使用させていただきます。

ボタン押して赤いランプが点灯しましたらご利用できます。

それでは本日の議事に移らせていただきます。

ここからの議事進行は、社会福祉法第 10 条の規定に基づき、韓委員長の方に一任いたします。

よろしくお願いいたします。

3. 議 事

【韓委員長】

それでは、議事を進行いたします。

まず、本日の会議の成立について事務局から報告をお願いいたします。

【事務局(保健福祉政策課)久池井】

保健福祉審議会条例により、審議会成立のためには、委員の過半数の出席が必要とされております。

本日は委員 30 人中 26 名の出席でございますので、本日の審議会が成立しておりますことをご報告いたします。

【韓委員長】

ありがとうございます。

会議が成立していることを確認いたしましたので、これより議事に入りますが、スムーズな議事運営に努めて

まいります。

皆様方のご協力をお願いいたします。

では、議題(1)令和7年度各分科会等の開催状況の報告についてです。

社会福祉法施行令第2条第3項及び佐世保市保健福祉審議会運営要綱第4条の規定に基づき、各専門分科会の決議は、審議会の決議となっています。

昨年度の各分科会の開催状況及び決議内容について報告していただきます。

つきましては、まずは、①から③の民生委員審査専門分科会、高齢者福祉専門部会、障がい者福祉専門分科会の順で各分科会長及び事務局からの説明を受けた後に質疑を行い、その後、④の医療安全支援センターについての報告を受けることとします。

それでは、民生委員審査専門分科会からお願いします。

【深江分科会長】

民生委員審査専門分科会の分科会長を務めております佐世保市社会福祉協議会の深江でございます。

民生委員審査専門分科会では、佐世保市民生委員推薦会から推薦がございました民生委員・児童委員候補者を厚生労働大臣へ推薦するにあたっての審査を行っております。

今回は、一斉改選もございまして、詳細につきましては、事務局の方からご説明させていただきますので、よろしくお申し上げます。

【事務局(保健福祉政策課 金泉課長)】

事務局からご説明いたします。

民生委員審査専門分科会の概要と令和7年度の民生委員・児童委員推薦状況についてご報告いたします。

資料1の民生委員審査専門分科会報告をお願いいたします。

まず1ページをお開き願います。

当分科会は8名の委員で構成されており、民生委員法第5条の規定に基づき、佐世保市民生委員推薦会から推薦のあった民生委員・児童委員候補者を厚生労働大臣へ推薦するにあたっての審査を行っております。

この他、審議事項として民生委員法第7条に基づく民生委員再推薦の際の審査や民生委員法第11条に基づく民生委員解職の際の審査がございます。

令和7年度の状況は、3年に1度の民生委員・児童委員一斉改選にあたり、12月1日の改選では、定数630名のうち、602名の推薦を受けて審査を行いました。

改正に係る分科会は、7月、8月、9月に開催し、547名の候補者について、民生委員児童委員の要件である、福祉への理解や熱意、また、年齢や職業など、活動に支障がないかの確認を行い、547名を厚生労働省に推薦いたしました。

その他、10月、11月は2回と随意推薦に係る審査を書類審査によって行っていただき、55名を厚生労働省に推薦いたしました。

全体で602名の推薦を行いました。辞退などによって、2件取り下げを行ったことから、委嘱者数は600名となっております。

その後の推薦もあり、4月1日現在では601名となっております。

続いて推薦から委嘱までの流れについてご説明いたします。

次の2ページをお開きください。

市は改選時や欠員が生じた場合、まず自治会や公民館などの町内代表者へ候補者の推薦依頼をいたします。

町内代表者は、町内役員や福祉関係者等で民生委員地区推薦準備会を設置し、民生委員児童委員候補者の選任を行います。

民生委員・児童委員の適格要件といたしましては、人格識見高く、地域の実情に通じ、健康であって、民生委員・児童委員活動に必要な時間を割くことができる人とされております。

地区推薦準備会では、民生委員・児童委員候補者を佐世保市民生委員推薦会へ内申いたします。

推薦会で適否の審議を行い、審議の結果、推薦可となった候補者について、推薦会は佐世保市長宛に推薦を行います。

佐世保市長は、候補者を厚生労働大臣に推薦するにあたり、この佐世保市保健福祉審議会に諮問いたします。

審議会は、諮問された候補者について、民生委員審査専門分科会において審査を行い、佐世保市長へ答申します。

答申の結果、推薦可となった候補者について、佐世保市長は厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が民生委員・児童委員として委嘱することになります。

続いて3ページ。

「令和7年度 民生委員・児童委員の一斉改選結果について」をお願いいたします。

一斉改選の結果については、1月に厚生労働省から全国の委嘱状況について公表されております。

こちらの資料は、それらを簡略化したものでございます。

まず一番上の全国の状況をご覧ください。

定数は、令和4年と比較し、424名増え、240,971名となっておりますが、実際の委嘱者数は、前回は4,476名減の220,880名にとどまっており、充足率は、前回は2ポイント下回る91.7%となり、20,000人を超える欠員となっております。

次に、長崎県におきましては、定数3,609名に対し、委嘱者数3,326名となっており、充足率は92.1%。

300名弱が欠員となっております。

今お伝えしておりますとおり、国においても県においても、かなり厳しい状況となっております。

佐世保市の結果は、充足率95.2%と、国県を上回る数字を保っております。

しかしながら、なり手不足の深刻化は進行しており、再任された民生委員・児童委員の高齢化が進んでいる状況もございます。

次に4ページ右側をお願いします。

こちらの右側に現員数をお示ししております。

令和8年4月1日時点の委嘱状況につきましては、先ほども申し述べました通り、現員数は601名となっております。

最後に、ご承知のとおり、民生委員・児童委員は、地域福祉の推進にあたって、欠かすことのできない存在でございます。

今後も民生委員・児童委員の適正な配置を行い、地域福祉の推進に努めていきたいと思っております。

事務局からの説明は以上です。

【韓委員長】

続きまして、高齢者福祉専門分科会からお願いいたします。

【池永分科会長】

高齢者福祉専門分科会の分科会長となっております佐世保市医師会の池永でございます。

令和7年度に開催しました高齢者福祉専門分科会の審査審議状況についてご報告いたします。

令和7年におきまして、「高齢者特別乗車証交付事業の今後のあり方について」の、諮問を受け、4回にわたり、高齢者福祉専門分科会にて審議を重ねました。

先ほど、岡保健福祉部長がお話しされましたように、専門部会の決議が審議会の決議となることから、昨年12月に韓委員長と私で市長に答申を行いました。

しかしながら、諮問の内容が市民の身近な制度についての見直しということで、市民の関心も高いため、市議会としては、答申を留め置いて、市民の意見をもう少し聞いてはいかがだろうかとのご指摘がありました。そういうところで、その辺詳細につきましては事務局の健康づくり課から資料を用いて説明いただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

【事務局(健康づくり課 課長)】

健康づくり課の藤田と申します。よろしく申し上げます。

それでは、資料2により令和7年度における高齢者福祉専門分科会での審議内容についてご説明をいたします。

繰り返すとなりますが、佐世保市保健福祉審議会運営要綱第4条の規定によりまして、専門分科会の決議が審議会の決議となることから、昨年度においては、高齢者福祉専門分科会での議論をもとに答申が行われております。

保健福祉審議会の委員の皆様に対しましては、この場にて議論の経過をご説明したいと存じます。

資料2の1ページをお開きいただければと思います。

詳細は2ページ以降でご説明いたしますので、まずは概要のみ説明させていただきます。

①は、昨年の高齢者福祉専門分科会での審議事項となっております。

②は、分科会の委員構成を記載してございます。

③は、令和7年度の実施状況及び答申の状況を記載してございます。

池永分科会長からご案内があったとおり、4回の審議を経まして、答申をいただいたところでございます。

それでは2ページをお開きいただければと思います。

第1回からの議論の要点をまとめてございます。

第1回においては、佐世保市保健福祉審議会に対し、敬老特別乗車証交付事業の今後のあり方について諮問をさせていただき、実際の議論は分科会である高齢者福祉専門分科会で行うことに決定をされてございます。

事務局からは、敬老パス制度の概要及びこれまでの経過等について説明をいたしております。

第2回においては、現在の敬老パス制度の目的である高齢者の健康増進という目的のためには、どのような手段がよいのか事務局から4案を提案し、ご議論をいただいております。

分科会における結論としましては、方向性としては、A案の外出支援に決定をされまして、次回までにA案の外出支援の中でも、複数の案を検討し、提示すること、また、同案により、他の案に余剰金を用いて実施

できるかを検討することとされました。

第3回におきましては、A案の外出支援として、どのような支援の形がよいのか、財政縮減効果もあわせて議論をいただいております。

その際、事務局からは、案1から案6の6案を提示し、ご議論をいただいておりますが、分科会における結論としましては、公平性が図られる観点から、案4、案5の共通券方式とし、金額については、年8,000円とするとされました。

この8,000円という金額につきましては、利用者の一定の金額が担保され、かつ一定の財政縮減効果がある金額として設定されたものでございます。

なお、次回では、答申案を議論する中で、縮減された財源の用途について、付帯意見をつけるか検討することとされました。

3ページにお進みください。

第4回におきましては、これまでの議論を踏まえ、答申案を作成いただきました。

分科会といたしましては、現行事業のような事業者負担を伴う制度を見直し、将来にわたって持続可能な事業となるよう事業費の縮減という観点からも検討し、現利用者、未利用者、佐世保市のすべてが三方よしとなるような制度への見直しを求められ、答申内容は記載のとおり、

- ・1人当たり年額8,000円。
- ・バス、鉄道、タクシーなど、様々な公共交通機関で利用できる制度。
- ・また、ICカードなど、デジタル機器の活用を基本とすることとなっております。

また、答申の際、縮減できた財源を活用した生活支援、公共交通対策の実施、健康増進を目的とした事業についても複合的に検討すること、今後の社会状況の変化に応じ、検証を行っていくことの、以上3点を要望事項として付されております。

以上、4回の審議を経て、令和7年12月12日に韓委員長と池永分科会長から宮島市長に対し、答申書を手交されております。

宮島市長からは、「答申を踏まえ、できるだけ早い時期に制度を示したい。不利益をこうむる人がいるが、しっかりと説明し、周知を図りたい」とのコメントがあつてございます。

答申後、本市としましては、答申を踏まえた見直しを進めるため、令和8年2月12日、市議会の文教厚生委員会協議会におきまして、答申と同じく、年額8,000円の共通券方式とすること、見直しの時期については、最短で令和9年10月との報告を行ったところでございますが、文教厚生委員会の委員の方々からは、

「市民の理解と協力をお願いしながら、現地の声を聞き、取り組んで欲しい」「見直しのスピードをゆるめ、全庁的に取り組むべき」とのご指摘をいただいたところでございます。

このような議会からのご指摘を受けまして、本市としましても、答申通りの内容で進めるのか、改めて検討を深めるために、市民の方々の声を聞くための、市内27地区自治協議会との懇談会、市民アンケート、市民向けの説明会を実施することとし、市役所内部でも、全庁横断的な検討を行うことといたしました。

また、最短の見直し時期としていた令和9年10月1日につきましても、実施時期は未定としてございます。

最後に、今後の予定でございますが、市内27地区自治協議会との懇談につきましても、お手元に本日配布いたしました、市民懇談会の資料を用いまして、順次開催を進めているところでございます。

なお、懇談会資料の18ページ、最終ページになりますけれども2次元コードを掲載してございますが、スマホなどで読み取りをしていただくと、この資料の音声説明つき動画が視聴できるようになってございますので、視聴をいただければ幸いに存じます。

27地区自治協議会との懇談会が終了する7月頃には、20歳から89歳までの市民の方々を対象に市民ア

ンケートを実施する予定としています。

また、実施時期は未定でございますが、市内数ヶ所におきまして、市民の皆様への説明会を実施する予定としております。

事務局からの説明は以上となります。

【韓委員長】

最後に障がい者福祉専門分科会からお願いいたします。

【久保分科会長】

障がい者福祉専門分科会の会長をしています佐世保市内部障害者協議会の久保です。

令和 7 年度の報告を行います。3 回会議をさせていただいております。

第 1 回目では障害者福祉法に基づく医師の指定としまして、5 人の承認を行っております。

また、障がい者・障がい児、難病患者の福祉に関するアンケート調査実施について最終内容確認を行っております。

第 2 回目を令和 7 年 9 月 30 日に行っております。

あわせて身体障害者福祉法に基づく医師の指定としまして 5 人承認を行っております。

また、事務局からの報告といたしまして自殺対策の取り組み状況の報告を受けております。

第 3 回目に令和 8 年 1 月 29 日、身体障害者福祉法に基づく医師の指定としまして、2 名の承認を受けております。

また、指定就労継続支援 B 型事業所の新規指定調整の解除に関する報告を事務局より報告いただいております。

次に障がい者・障がい児、難病患者の福祉に関するアンケート結果報告につきましても事務局より報告いただいております。

詳しい内容につきましては事務局から報告させていただきます。

【事務局(障がい福祉課 岸川課長)】

障がい福祉課長の岸川と申します。

よろしく申し上げます。

資料 3 障がい者福祉専門分科会報告に沿って報告させていただきます。

今、会長の方からご説明、ご報告をいただいたところでありますが、途中、重複するところがあるかとございますが、あらかじめご了承ください。

それでは、資料 3 を 1 枚めくっていただきまして 1 ページ目をお願いします。

障がい者福祉専門分科会は、記載にあります分科会の審議事項等に記載がある 4 項目について審議をしていただきました。

先ほどもございましたように、令和 7 年度は合計 3 回開催させていただきまして、身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に基づく診断書を作成する医師の指定の審議の他、今年度、審議を予定している本市の各障がい福祉計画を策定する準備として行いました。

障がい者、難病患者の福祉に関するアンケート調査の内容の結果報告等々をさせていただきました。

医師の指定につきましては、合計 12 名対象としてご審議いただき、全員をご了承いただいております。

2 ページ目をご覧ください。

2 ページ目は今申し上げました、12 名の方の一覧を掲載しております。

続きまして、3 ページをご覧ください。

3 ページ、障がい者福祉専門分科会審査部会について記載しております。

この部会は、身体障害者福祉法施行令第五条第 1 項に基づく、手帳認定に係る審査を行うものでございまして、臨時委員 9 名で構成されております。

身体障害者手帳の交付に当たりましては、佐世保市障がい福祉課が、審査をいたしまして判定をしておりますが、疑義等が生じる場合は、この審査部会の方に諮問をいたしております。

7 年度の状況といたしましては、延べ 65 回、164 件の諮問審査を行いました。

次の 4 ページ、5 ページにつきましては参考資料としてつけさせていただきますいております。

4 ページにつきましては、手帳の交付事務フローという形で審査部会へ諮問する場合ってということでも含めまして記載しております。

また 1 枚めくっていただきまして 5 ページをお願いします。

こちらにつきましては、先ほど 7 年度の状況をお話させていただきましたが、その詳細の資料ということで、諮問回数件数の内訳を記載しております。

事務局からの説明は以上でございます。

【韓委員長】

ありがとうございました。

それでは、各分科会からご説明がありました内容について質疑応答を始めたいと思います。

質問等ある方は挙手の上、ご発言ください。

ございませんでしょうか。

ありがとうございました。ではここまで議事の(1)の各分科会等の開催状況のご報告、①②③の各分科会からご説明いただきましたが、各分科会からご説明がありました内容につきまして質疑応答を始めたいと思います。質問等がある委員の方は挙手の上、ご発言をお願いいたします。何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(質疑なし)

次に進めます。

次に議題(1)の④の医療安全支援センターの相談内容について事務局より説明をお願いしたいと思います。

【事務局(保健福祉政策課 金泉課長)】

事務局からご説明いたします。

保健福祉政策課の金泉でございます。

まず、資料におきましては、先に配付している資料に修正がございましたので、先ほどお知らせありましており、本日配付しております、資料 4 の差し替え分の方をご覧くださいますようお願いいたします。

医療安全支援センター報告でございます。

まず、この審議会の場で医療安全支援センターについて報告を申し上げる趣旨についてご説明いたします。

本市においては、医療法の規定に基づき、医療に関する患者及び家族等の苦情や相談に迅速に対応し、医療機関への情報提供等を通して、医療の安全と信頼を高め、患者サービスの向上を図ることを目的として、佐世保市医療安全支援センターを設置しております。

そして、市長が必要と認める審議事項である、本センターの運営方針及び業務内容の検討等を保健福祉審議会で担うこととしております。

したがって、毎年、各分科会同様、前年度の活動状況についてご報告させていただいております。

それでは資料の 1 ページ目をお願いいたします。

医療安全支援センターの概要、統計状況をお示しております。

本市におきましては、平成 18 年から佐世保市保健所内に医療安全支援センターを設置し、現在、看護師 1 名を配置して対応しております。

令和 7 年度の活動等についてご報告申し上げます。

相談件数につきましては、(1)の左のグラフで、相談件数の推移をお示しております。

令和 5 年度 311 件、令和 6 年度 306 件、令和 7 年度 256 件となっております。

また、右のグラフで対応時間別の相談件数の推移をお示しておりますが、30 分未満の相談がほぼ 8 割を超える状況でございます。

(2)の相談形態につきましては、電話、来所、文書またはメールによる相談がございまして、令和 7 年度は、88%、約 9 割が電話によるものでございました。

(3)相談種別につきましては、相談 205 件。

苦情 51 件、ほぼ 8 対 2 の割合となっております。

(4)相談内容につきましては、令和 7 年度は、医療機関の紹介・案内が一番多く 90 件。

次に、医療行為、医療内容、治療の治療や看護等の内容や技術についてが 85 件となっております。

医療行為、医療内容に関しましては、話を聞いて欲しいというものが多く傾向がございまして。

対応といたしましては、ご相談内容を傾聴し、中立的な立場で、問題点の整理をさせていただいております。

例えばどちらかが悪いなどと判断することは行っておりません。

希望があれば、医療機関へこういった相談があつていることをお伝えすることもございまして、やりとりの中でお互い誤解が発生している場合が多く、整理をすると納得させられる場合が多く見られます。

どうしても納得されない場合は、両者でのお話し合いをお勧めしております。

また、令和 7 年度におきましては令和 7 年 10 月に、医療従事者を対象としたサイバーセキュリティー対策に関する研修会を実施しております。

佐世保市医療安全支援センターのご報告は以上でございます。

【韓委員長】

ありがとうございました。

それでは、事務局からご説明がありました内容について、質疑応答を始めたいと思います。

ご質問等ある方は挙手の上、ご発言ください。

(質疑なし)

【韓委員長】

続きまして、議題 2 諮問について。

につきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

【事務局(保健福祉政策課 金泉課長)】

事務局の保健福祉政策課長の金泉が引き続き、ご説明させていただきます。

今回、保健福祉審議会に諮問をさせていただきたい案件が2件ございます。

1件目は、次期佐世保市老人福祉計画・佐世保市介護保険事業計画の策定について。

2件目は、次期佐世保市障がい者プラン及び佐世保市障がい福祉計画、佐世保市障がい児福祉計画の策定についてでございます。

つきましては、佐世保市保健福祉審議会条例第2条及び佐世保市保健福祉審議会運営要綱第2条第3項の規定に基づき、高齢者福祉専門分科会、障がい者福祉専門分科会にて調査審議をお願いしたく、審議会に諮問をさせていただきます。

それでは、早速ではございますが、本日、これより韓委員長へ諮問書をお渡しさせていただきたいと思っております。

本来であれば、市長からお渡しすべきところではございますが、代理で保健福祉部長から、お渡しさせていただきます。

それではお願いいたします。

【岡部長】

佐世保市保健福祉審議会の諮問について、佐世保市保健福祉審議会条例第2条及び佐世保市保健福祉審議会運営要綱第2条第3項の規定に基づき、下記事項について、貴委員会のご意見を伺いたく諮問いたします。

諮問事項(1)「佐世保市老人福祉計画・第10期佐世保市介護保険事業計画」の策定について、(2)「佐世保市障がい者プラン及び第8期佐世保市障がい福祉計画、第4期佐世保市障がい児福祉計画」の策定について、以上でございます。

よろしく申し上げます。

(岡部長から韓委員長へ諮問書を手渡し)

【事務局(保健福祉政策課 久池井)】

ありがとうございました。

先に、諮問の内容について各課からご説明をさせていただきます。

それでは「次期佐世保市老人福祉計画・佐世保市介護保険事業計画」の策定については長寿社会課から、「次期佐世保市障がい者プラン及び佐世保市障がい福祉計画、佐世保市障がい児福祉計画」の策定につきましては、障がい福祉課から2課続けて概要の説明をさせていただきます。

【事務局(長寿社会課 森課長)】

長寿社会課長の森です。よろしくお願いいたします。

次期佐世保市老人福祉計画・佐世保市介護保険事業計画の策定について、概要を説明させていただきます。

資料5の1ページをご覧ください。

(1)計画の法的位置付けです。

老人福祉計画及び介護保険事業計画については、表に記載の通り、老人福祉法及び介護保険法の規定に基づき、一体的に策定することが定められております。

(2) 計画策定・実施期間についてです。

① 計画策定のスケジュールです。

老人福祉計画及び介護保険事業計画は、3カ年の計画となっており、次期計画第10期の計画期間は、表の右から3列にあたる令和9年度から令和11年度となります。

このため、今年度の令和8年度が計画策定年度となっております。

2ページをお願いいたします。

② 現計画(第9期計画)の主な内容でございますが、それは記載のとおりでございます。

(3) 第10期計画策定のポイントです。

上の四角で囲んだ部分がございますが、これが国が第10期計画において、記載を充実する事項の案として示した主要3項目の内容となっております。

本市におきましては、国の指針に基づきながら、下の四角のほうに記載の通り、第9期計画までの主要内容や上位計画との整合を図った上で、本市の地域の特性を踏まえた計画となるよう策定を進めていくこととしております。

3ページをご覧ください。

策定のスケジュールです。

本日を含め来年2月までに4回分科会を開催し、議会への報告やパブリックコメントを経て、令和9年3月の完成を目指して参ります。

説明は以上です。

【事務局(障がい福祉課 岸川課長)】

障害福祉課長の岸川です。

続きまして、佐世保市障がい者プラン及び佐世保市第8期障がい福祉計画、第4期障がい児福祉計画についてご説明いたします。

資料6を用いてご説明いたします。

それでは、資料6の1ページをご覧ください。

まず、計画策定の概要についてご説明いたします。

障がい者プランは、障害者基本法に基づき、市が障がい者の状況等を踏まえ、障がい者施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画でございまして、国の障害者基本計画と、都道府県の障害者基本計画を基本としております。

障がい者福祉計画は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。

いわゆる障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画、そして障害児福祉計画は、児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画にあたるものになります。

本市では、両計画を一体として作成しております。

この計画は、障がい者プランを基礎に、障がい福祉サービス、相談支援、障がい支援などの必要量を見込み、提供体制の確保を計画的に図ることを目的とした3年を1期とした短期の実施計画として位置付けられております。

現計画の期間として、佐世保市障がい者プランが、平成30年から令和8年度までの9年間、第7期佐世保市障がい福祉計画、第3期佐世保市障がい児福祉計画が、令和6年から令和8年度までの3年間となって

おります。

終期を迎える各計画について、令和 8 年度までに先ほど申し上げました、佐世保市障がい者プラン及び第 8 期佐世保市障がい福祉計画、そして第 4 期佐世保市障がい児福祉計画を同時に改定するものになります。今ご覧いただいている資料 1 ページ目の中段につきまして、2 として根拠法令、下の段、3 計画策定・実施期間について、国、県、市ということで示している図になります。

次のページ、2 ページをご覧ください。

現時点での計画策定のスケジュールでございます。

来週には、計画策定のコンサルティング業務のプロポーザルを予定しております。

その後、9 月にかけて計画案を作成し、同月下旬には専門分科会において計画案のご審議をお願いしたいと考えております。

その後、11 月ごろまでに、細部の調整を行いまして、専門分科会で計画案の承認を得ることができたら、12 月に議会へ中間報告を行い、パブリックコメントを実施できればというふうに考えております。

その後の修正などを加えまして、専門分科会で、最終的な計画案の承認を得ることができたら、本審議会にご提示したいと考えております。

こちらにつきましても、計画の完成は今年度中の 3 月、来年の 3 月を予定しております。

説明は以上でございます。

【韓委員長】

ありがとうございました。

それでは、本担当課から説明がありました内容につきまして、質疑応答を始めたいと思います。

ご質問やご意見がある方は、挙手の上、ご発言ください。

(質疑なし)

それでは、本日諮問がありました「次期佐世保市老人福祉計画・佐世保市介護保険事業計画」の策定については、高齢者福祉専門分科会にて、「次期佐世保市障がい者プラン及び佐世保市障がい福祉計画、佐世保市障がい児福祉計画」の策定については、障がい者福祉専門分科会にて、今後、審議を進め、佐世保市保健福祉審議会要綱第 4 条の定めに従い、各専門分科会における決議を審議会の決議とさせていただきます。

各専門分科会の委員の皆様、どうぞよろしく願いいたします。

4. その他

【韓委員長】

それでは、本日の全体会として議事は以上となりますが、議事全体への質疑等ありますでしょうか。

(質疑なし)

それでは、最後に事務局より連絡事項等何かございますか。

【事務局(保健福祉政策課 久池井)】

それでは、事務局より事務連絡です。

当審議会の次回開催は折を見て開催させていただきます。

分科会につきましては、この後、後ろの時計で 8 時 10 分ごろをめぐりに、障がい福祉専門分科会を開催いたします。

その他の分科会は、適宜開催されますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

駐車券を受け付け時にもらわれていない方は、お渡しいたしますので、事務局までお知らせください。

事務局からは以上でございます。

【韓委員長】

それでは、本日予定の内容について審議等を終了いたします。

最後に委員の皆様方の、議事進行に対するご協力に対しまして、改めて感謝申し上げます。

ありがとうございました。

これもちまして、今回の審議会を閉会いたします。お疲れ様でした。

-----了-----